

- 都区制度はすでに定着しており、基本的には大きな制度変更は必要ないと思うか。あるいは、効率性や住民自治等の観点から見直すべき点はないか。
- 多くの特別区の人口規模が中核市・特例市並みであることから、中核市・特例市が行っている事務を特別区に移譲することについて、どう考えるか。他方、人口が少ない特別区があることについてどう考えるか。
- 現在特別区で処理している事務の中に、都において処理すべき事務はあるか。特別区が一部事務組合で共同処理している事務(例:ごみ焼却施設の整備・管理運営、人事委員会等)についてどのように考えるか。
- 特別区の区域のあり方について、どう考えるか。
- 都と特別区の税財源の配分について、どう考えるか。都区財政調整制度は有効に機能しているか。
- 都と特別区の間での調整は有効に行われているか。法定されている都区協議会の運用状況についてどのように考えるか。
- 地方自治法に位置づけられた都区制度と、都と特別区について個別法に定められた各種制度との関係をどう考えるか。

地方公共団体の主な役割分担の現状

	(保健衛生)	(福祉)	(教育)	(環境)	(まちづくり)	(治安・安全・防災)
道府県	<ul style="list-style-type: none"> 麻薬取扱者(一部)の免許 精神科病院の設置 臨時の予防接種の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 保育士、介護支援専門員の登録 身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 小中学校学級編制基準、教職員定数の決定 私立学校、市町村立高等学校の設置認可 高等学校の設置管理 	<ul style="list-style-type: none"> 第一種フロン類回収業者の登録 公害健康被害の補償給付 	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画区域の指定 市街地再開発事業の認可 指定区間の1級河川、2級河川の管理 	<ul style="list-style-type: none"> 警察(犯罪捜査、運転免許等)
指定都市	<ul style="list-style-type: none"> 精神障害者の入院措置 動物取扱業の登録 	<ul style="list-style-type: none"> 児童相談所の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 県費負担教職員の任免、給与の決定 	<ul style="list-style-type: none"> 建築物用地下水の採取の許可 	<ul style="list-style-type: none"> 区域区分に関する都市計画決定 指定区間外の国道、県道の管理 指定区間の1級河川(一部)、2級河川(一部)の管理 	
中核市	<ul style="list-style-type: none"> 保健所の設置 飲食店営業等の許可 温泉の利用許可 旅館業・公衆浴場の経営許可 	<ul style="list-style-type: none"> 保育所、養護老人ホームの設置の認可・監督 介護サービス事業者の指定 身体障害者手帳交付 	<ul style="list-style-type: none"> 県費負担教職員の研修 	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の設置の許可 ばい煙発生施設の設置の届出の受理 	<ul style="list-style-type: none"> 屋外広告物の条例による設置制限 サービス付き高齢者向け住宅事業の登録 	
特例市				<ul style="list-style-type: none"> 一般粉じん発生施設の設置の届出の受理 汚水又は廃液を排出する特定施設の設置の届出の受理 	<ul style="list-style-type: none"> 市街化区域又は市街化調整区域内の開発行為の許可 土地区画整理組合の設立の認可 	
市町村	<ul style="list-style-type: none"> 市町村保健センターの設置 健康増進事業の実施 定期の予防接種の実施 結核に係る健康診断 埋葬、火葬の許可 	<ul style="list-style-type: none"> 保育所の設置・運営 生活保護(市及び福祉事務所設置町村が処理) 養護老人ホームの設置・運営 障害者自立支援給付 介護保険事業 国民健康保険事業 	<ul style="list-style-type: none"> 小中学校の設置管理 幼稚園の設置・運営 県費負担教職員の職務の監督、勤務成績の評定 	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物の収集や処理 騒音、振動、悪臭を規制する地域の指定、規制基準の設定(市のみ) 	<ul style="list-style-type: none"> 上下水道の整備・管理運営 都市計画決定(上下水道等関係) 都市計画決定(上下水道等以外) 市町村道、橋梁の建設・管理 準用河川の管理 	<ul style="list-style-type: none"> 消防・救急活動運営 災害の予防・警戒・防除等 (その他) 戸籍・住基

特別区

都区制度の沿革

昭和18年7月 東京都制施行	<ul style="list-style-type: none">○ 東京府・東京市を廃し、府の区域をもって東京都を設置○ 東京都の機能は、従来の府・市の機能を合わせたもの○ 都長官（官吏）が都を統括○ 区には、条例・規則制定権、課税権、起債権なし○ 区長は、官吏
昭和21年9月 東京都制改正	<ul style="list-style-type: none">○ 都長官・区長は公選○ 区に、条例・規則制定権、都条例による区税の課税権、起債権を付与
昭和22年5月 地方自治法制定	<ul style="list-style-type: none">○ 区は、特別区になり、特別地方公共団体として位置付け○ 特別区に、原則として市に関する規定を適用○ 都知事・特別区の区長は、引き続き直接公選
昭和27年8月 地方自治法改正	<ul style="list-style-type: none">○ 特別区を都の内部的団体に位置付け（都が基礎的な地方公共団体）○ 区長公選制を廃止（区議会が都知事の同意を得て選任）
昭和39年7月 地方自治法改正	<ul style="list-style-type: none">○ 都の福祉事務所等を特別区へ移管○ 特別区に、地方税法上の課税権を付与
昭和49年6月 地方自治法改正	<ul style="list-style-type: none">○ 区長公選制を復活○ 都が行う保健所設置市の事務を特別区へ移管○ 都からの配属職員制度の廃止
平成10年5月 地方自治法改正 （平成12年4月1日施行）	<ul style="list-style-type: none">○ 特別区は、基礎的な地方公共団体として、都が処理するものを除き、一般的に市町村が処理する事務を処理○ 都から特別区への事務の移譲（一般廃棄物の収集・運搬・処分等）○ 特別区の廃置分合・境界変更の手續の改正（特別区の申請による）○ 都知事から特別区長への事務委任の義務付け、都知事の指揮監督の規定の廃止○ 都区財政調整制度の改正（調整財源の法定化、都の総額補填の廃止等）○ 入湯税の特別区への移譲

都区制度改革(平成12年4月1日施行)により特別区が処理することとされた事務

※地方自治法等の一部を改正する法律(平成10年法律第54号)等による移譲事務

【一般市町村が処理することとされている事務】

- ◆廃棄物の処理及び清掃に関する法律
 - ・一般廃棄物の収集・運搬・中間処理・最終処分
 - ・一般廃棄物処理業の許可等
 - ・廃棄物減量等推進審議会・同推進員の設置

- ◆容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
 - ・分別収集計画の策定
 - ・分別収集の実施

- ◆下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法
 - ・「合理化事業計画」の策定等
 - ・合理化事業の実施
 - ・一般廃棄物処理業者等の事業転換計画の認定

- ◆浄化槽法
 - ・浄化槽清掃業の許可
 - ・し尿処理施設における浄化槽汚泥等の受入れ

- ◆地方教育行政の組織及び運営に関する法律
 - ・特別区立義務教育諸学校教職員(県費負担教職員)の異動・昇任等に係る内申、服務等の取扱い
 - ・特別区立幼稚園教職員の任用その他の身分取扱い
 - ・特別区立学校の教育課程、教科書その他の教材の取扱い

- ◆義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律
 - ・義務教育諸学校における政治的教育の防止のための事務

- ◆義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律
 - ・教科用図書の無償給与、採択等

- ◆教育公務員特例法
 - ・初任者研修の指導教員の任命

【保健所設置市が処理することとされている事務】

- ◆化製場等の規制に関する法律
 - ・化製場等の設置の許可及び許可の取消し
 - ・化製場等の構造設備に関する変更届出の受理
 - ・化製場等の設置の許可を与えない場所の指定
- ◆有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律
 - ・製造・輸入・販売業者に対する回収等の措置命令、立入検査等
 - ・家庭用品衛生監視員の指定
- ◆浄化槽法
 - ・浄化槽設置届出の受理等
 - ・浄化槽保守点検業の登録等
 - ・浄化槽の保守点検又は清掃についての改善命令等

【個別法の政令で指定する市が処理することとされている事務】

- ◆温泉法
 - ・温泉利用の許可
 - ・温泉利用施設の立入検査等

※事務内容・事務処理主体については、都区制度改革による移譲当時のものを記載。

特別区を構成団体とする一部事務組合等の例

名称	主な事務	構成団体	職員 (H22.7.1現在)	設置日
東京二十三区清掃 一部事務組合	ごみの焼却施設等の整備及び管理運営等	全ての特別区	1,187	H12.4.1
東京二十三区 清掃協議会	ごみの収集・運搬に係る請負契約の締結に関する事務の管理・執行、関係団体間の連絡調整	全ての特別区、東京二十三区清掃一部事務組合	—	H12.4.1
特別区人事・厚生 事務組合	<ul style="list-style-type: none"> ・人事委員会(23区職員の採用、給与勧告等)に関すること ・共同で実施する職員の研修 ・特別区相互間及び特別区と都との間の職員の人事交流に係る連絡調整 等 	全ての特別区	241	S26.8.10
臨海部広域斎場組合	火葬場及びこれに併設する葬儀式場の設置及び管理運営	港区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区	4	H11.10.20

出典:地方公共団体間の事務の共同処理の状況調(平成22年7月1日現在)等より作成

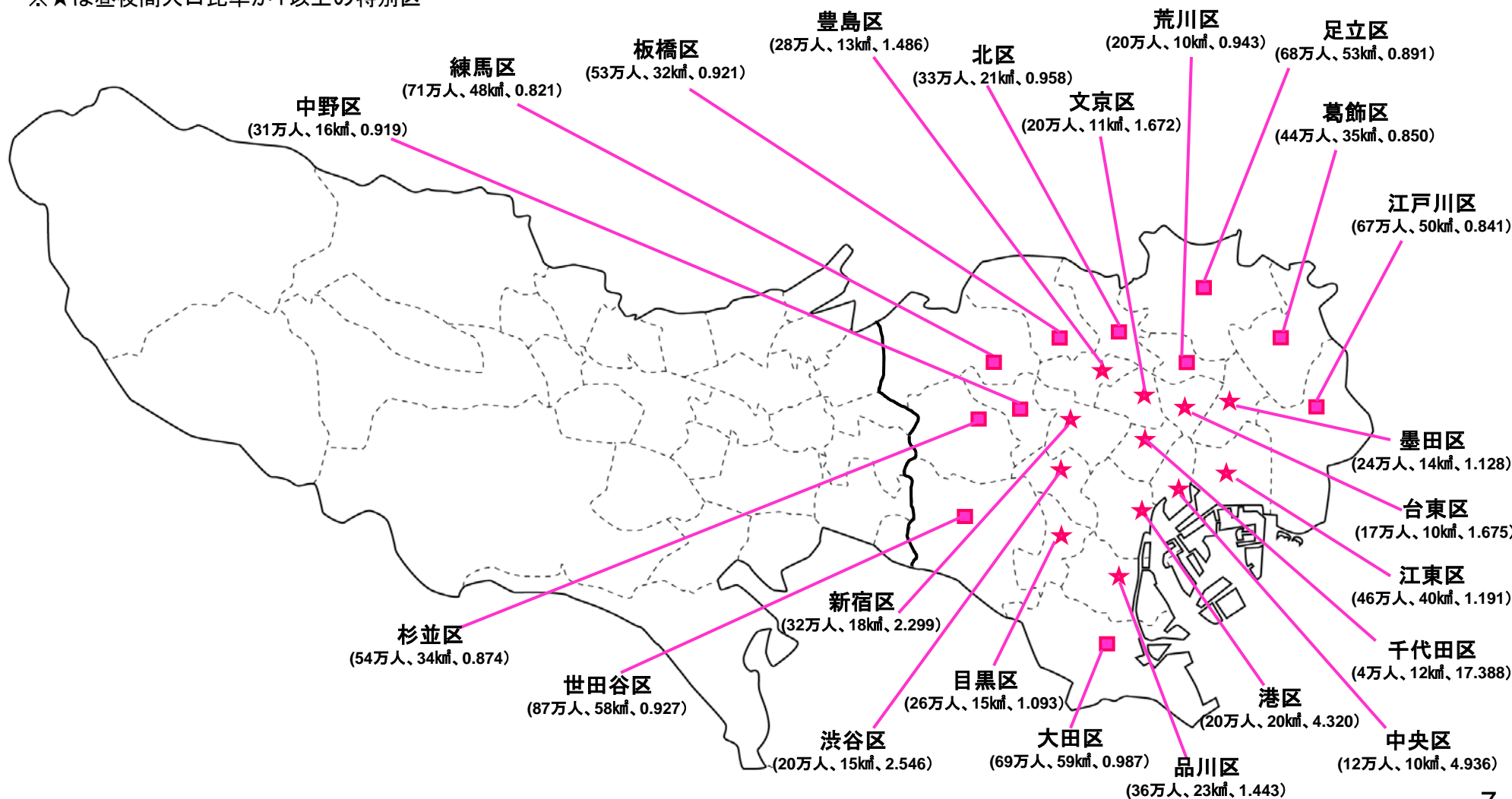
特別区一覧

(平成24年4月1日現在)

■ 特別区

※括弧内は人口(H22国勢調査、1万人未満切捨て)、面積(H22全国都道府県市区町村別面積調)及び昼夜間人口比率(H22国勢調査)

※★は昼夜間人口比率が1以上の特別区



特別区①(千代田区～渋谷区)

		千代田区	中央区	港区	新宿区	文京区	台東区	墨田区	江東区	品川区	目黒区	大田区	世田谷区	渋谷区
人口(人、H22国勢調査)		47,115	122,762	205,131	326,309	206,626	175,928	247,606	460,819	365,302	268,330	693,373	877,138	204,492
昼夜間人口比率(H22国勢調査)		17.388	4.936	4.320	2.299	1.672	1.675	1.128	1.191	1.443	1.093	0.987	0.927	2.546
面積(km ² 、H22.10.1)		12	10	20	18	11	10	14	40	23	15	59	58	15
部門別職員数(人)	一般行政	819	1,159	1,721	2,267	1,439	1,351	1,702	2,272	2,153	1,838	3,956	4,202	1,589
	職員数	78.4%	80.0%	80.0%	82.1%	80.6%	81.2%	85.6%	80.7%	82.1%	82.0%	87.1%	82.3%	80.3%
	教育	183	247	343	336	246	220	187	444	374	281	431	750	305
	職員数	17.5%	17.1%	15.9%	12.2%	13.8%	13.2%	9.4%	15.8%	14.3%	12.5%	9.5%	14.7%	15.4%
	公営企業等会計	43	42	88	159	101	93	100	100	96	122	155	155	85
	合計	4.1%	2.9%	4.1%	5.8%	5.7%	5.6%	5.0%	3.6%	3.7%	5.4%	3.4%	3.0%	4.3%
人口あたり1万人	一般行政	174	94	84	69	70	77	69	49	59	68	57	48	78
人口あたり1万人	教育	39	20	17	10	12	13	8	10	10	10	6	9	15
人口あたり1万人	公営企業等会計	9	3	4	5	5	5	4	2	3	5	2	2	4
人口あたり1万人	合計	222	118	105	85	86	95	80	61	72	84	66	58	97
歳入(百万円、H22決算)		46,894	70,008	105,124	133,914	73,476	90,260	106,202	157,196	136,169	86,784	220,782	242,133	83,908
地方税		13,946	20,212	59,137	38,344	27,638	17,634	20,055	41,646	39,732	38,027	66,580	105,997	39,399
地方交付税		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国庫支出金		3,002	5,590	8,538	21,578	7,100	18,338	19,773	22,146	17,769	8,824	36,756	37,472	8,035
地方債		0	579	0	1,814	0	0	3,118	2,604	1,172	860	2,179	6,565	538
その他		29,946	43,627	37,449	72,179	38,739	54,288	63,256	90,800	77,496	39,073	115,267	92,099	35,936
歳出(百万円、H22決算)		44,738	67,302	99,089	129,725	70,202	87,171	103,667	152,970	132,095	84,154	217,897	239,156	79,169
義務的経費		16,447	23,665	36,456	68,156	34,244	49,764	53,011	73,483	55,821	46,208	121,748	115,443	38,134
人件費		11,557	15,235	20,514	28,291	19,335	15,860	19,697	28,134	26,507	22,768	45,668	50,949	20,950
扶助費		3,875	7,452	14,705	36,528	12,294	29,741	29,647	42,821	25,660	16,148	67,065	55,263	14,447
公債費		1,015	979	1,236	3,337	2,615	4,163	3,667	2,528	3,653	7,292	9,015	9,231	2,737
投資的経費		5,026	13,406	18,463	15,559	4,500	4,600	12,140	15,574	25,293	6,264	20,070	42,544	13,843
その他		23,266	30,231	44,170	46,009	31,458	32,807	38,516	63,913	50,980	31,683	76,079	81,169	27,192
財政力指数		0.80	0.68	1.27	0.66	0.62	0.43	0.38	0.47	0.54	0.74	0.55	0.77	1.03
経常収支比率		77.9%	81.0%	73.2%	87.8%	81.8%	87.6%	93.2%	83.4%	78.8%	97.5%	88.4%	87.0%	92.5%
実質公債費比率		3.0%	2.3%	-0.5%	0.2%	0.3%	4.7%	1.4%	-1.6%	0.1%	6.3%	1.0%	-0.1%	-0.1%
将来負担比率		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
積立金残高(人口1人あたり・千円)		1,552	436	638	138	282	180	62	149	188	61	146	73	295
地方債残高(人口1人あたり・千円)		105	32	39	79	64	128	106	55	68	151	71	81	93
ラスパイレズ指数(H23.4.1)		100.2	100.6	99.7	99.9	100.3	99.7	99.6	99.8	99.8	100.1	100.8	100.4	99.6

※ 人口の太枠は50万人以上、網掛けは15万人未満の区、昼夜間人口比率の太枠は1以上の区、面積の太枠は50km²以上、網掛けは13km²未満の区

※ 部門別職員数は総務省「地方公共団体定員管理調査」に基づく平成23年4月1日時点の一般職に属する常勤の職員数 (注)「一般行政」は、議会事務局、総務・企画、税務、労働、農林水産、商工、土木、民生、衛生の各部門(教育を除く各種行政委員会を含む。)の総称であり、「公営企業等会計」は、病院、水道、下水道、交通、その他(国保事業、収益事業、介護保険事業、その他)の各部門の総称である。

※ 財政指標については、いずれもH22決算数値。財政力指数の太枠は1.00以上、網掛けは0.40未満の区、経常収支比率の太枠は80.0%未満、網掛けは90.0%以上の区。特別区の財政力指数は、特別区財政調整交付金の算定に要した基準財政需要額と基準財政収入額によって算出したものであり、他の地方公共団体の財政力指数とは定義が異なり、比較できないもの。

※ 将来負担比率欄の「-」は、充当可能財源等が将来負担額を上回っている場合である。

特別区②(中野区～江戸川区)

		中野区	杉並区	豊島区	北区	荒川区	板橋区	練馬区	足立区	葛飾区	江戸川区	特別区 平均値	(参考) 都道府県	(参考) 市町村
人口(人、H22国勢調査)		314,750	549,569	284,678	335,544	203,296	535,824	716,124	683,426	442,586	678,967	388,943		
昼夜間人口比率(H22国勢調査)		0.919	0.874	1.486	0.958	0.943	0.921	0.821	0.891	0.850	0.841	1.309		
面積(km ² 、H22.10.1)		16	34	13	21	10	32	48	53	35	50	27		
部門別 職員数 (人)	一般行政	1,903	2,938	1,744	2,069	1,286	3,068	3,838	3,217	2,516	3,031	2,264		
		85.9%	80.9%	86.2%	83.7%	81.1%	85.1%	81.5%	89.3%	82.7%	80.7%	82.9%		
	教育	196	553	172	287	226	350	658	250	404	559	348		
		8.8%	15.2%	8.5%	11.6%	14.2%	9.7%	14.0%	6.9%	13.3%	14.9%	12.7%		
	公営企業等会計	116	142	108	117	74	187	215	134	122	167	118		
		5.2%	3.9%	5.3%	4.7%	4.7%	5.2%	4.6%	3.7%	4.0%	4.4%	4.3%		
合計	2,215	3,633	2,024	2,473	1,586	3,605	4,711	3,601	3,042	3,757	2,730			
人口 あたり 1万 人	一般行政	60	53	61	62	63	57	54	47	57	45	58		
	教育	6	10	6	9	11	7	9	4	9	8	9		
	公営企業等会計	4	3	4	3	4	3	3	2	3	2	3		
	合計	70	66	71	74	78	67	66	53	69	55	70		
歳入(百万円、H22決算)		105,166	161,190	99,320	127,416	82,541	177,870	223,786	245,450	160,752	235,853	137,921		
地方税		29,485	58,662	27,418	25,256	14,424	41,231	59,940	42,053	30,351	47,752	39,344		
地方交付税		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
国庫支出金		15,745	20,615	17,317	20,262	13,813	36,133	40,602	50,539	29,032	42,222	21,791		
地方債		6,473	2,358	1,519	2,447	1,518	4,109	4,366	4,828	0	1,500	2,111		
その他		53,464	79,555	53,066	79,450	52,786	96,397	118,878	148,030	101,369	144,379	74,675		
歳出(百万円、H22決算)		103,454	153,261	96,739	123,409	80,073	174,944	219,473	237,188	154,124	224,030	133,653		
義務的経費		57,378	76,393	52,915	62,670	44,178	104,141	120,617	133,880	84,855	113,435	68,828		
人件費		23,577	37,897	21,041	24,469	16,670	34,806	45,342	38,119	30,395	36,528	27,579		
扶助費		26,623	34,630	25,698	35,454	24,413	62,827	64,857	83,000	50,020	74,902	36,438		
公債費		7,178	3,866	6,176	2,747	3,095	6,508	10,418	12,762	4,441	2,005	4,811		
投資的経費		12,296	17,375	13,160	11,659	7,408	15,068	28,699	21,852	15,593	20,674	15,699		
その他		33,780	59,493	30,664	49,080	28,487	55,736	70,158	81,455	53,676	89,921	49,127		
財政力指数		0.50	0.65	0.52	0.38	0.30	0.44	0.48	0.34	0.35	0.41	(注1) 1.57	0.49	0.53
経常収支比率		88.4%	84.0%	86.7%	86.7%	85.7%	90.9%	87.1%	85.8%	81.7%	83.0%	85.7%	91.9%	89.2%
実質公債費比率		2.8%	-2.5%	5.2%	-1.2%	4.1%	0.4%	1.3%	1.9%	6.8%	-3.8%	1.3%	13.5%	(注2) 10.5%
将来負担比率		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	220.8%	(注2) 79.7%
積立金残高(人口1人あたり・千円)		118	63	132	133	130	74	74	158	183	155	151	54	73
地方債残高(人口1人あたり・千円)		165	27	113	93	99	74	79	111	96	27	80	669	457
ラスパイレス指数(H23.4.1)		100.2	100.5	99.1	99.7	99.3	99.7	99.8	100.7	100.0	99.6	100.0	99.3	市:98.8 町村:95.3

※ 「特別区平均値」欄の人口・面積・部門別職員数・歳入・歳出は特別区の合計値を23で割ったものであり、その他は特別区全域を1つの団体として計算した値である。

※ 「(参考)都道府県」、「(参考)市町村」欄の財政力指数は単純平均であり、経常収支比率、実質公債費比率、将来負担比率、ラスパイレス比率は加重平均である。

(注1) 「特別区平均値」欄の財政力指数は、平成20年度から22年度までの普通交付税の算定に用いる特別区の基準財政需要額と基準財政収入額によって算出しており、他の地方公共団体と比較可能である。

(注2) 「(参考)市町村」欄の実質公債費比率及び将来負担比率は、特別区を含んでいる。

東京都・神奈川県・愛知県・大阪府における都府県・市区町村の職員定数①

平成23年職員定数	東 京				神 奈 川					
	東京都	特別区計	その他市町村	合計	神奈川県	横浜市	川崎市	相模原市	その他市町村	合計
一般行政	18,491	52,078	17,865	88,434	7,374	13,977	7,462	3,083	14,381	46,277
(人口1万人あたり(一般行政))	14.1	58.2	42.4	67.2	8.1	37.9	52.3	43.0	44.7	51.1
税務(内数)	2,972	1,983	1,537	6,492	789	1,105	484	203	1,092	3,673
保育所(内数)	0	13,794	2,973	16,767	0	1,299	1,167	396	1,603	4,465
保健所(内数)	467	2,395	111	2,973	428	917	389	115	157	2,006
農林水産(内数)	574	44	193	811	794	106	42	48	336	1,326
教育	62,625	8,002	4,184	74,811	48,584	2,564	1,370	525	3,077	56,120
警察	46,721	0	0	46,721	16,850	0	0	0	0	16,850
消防	18,684	0	143	18,827	0	3,439	1,466	716	3,629	9,250
普通会計計	146,521	60,080	22,192	228,793	72,808	19,980	10,298	4,324	21,087	128,497
(人口1万人あたり(普通会計計))	111.3	67.2	52.7	173.9	80.5	54.2	72.2	60.3	65.6	142.0
公営企業等会計	20,297	2,721	3,949	26,967	994	7,263	3,328	196	5,205	16,986
病院(内数)	6,874	0	2,007	8,881	0	2,139	1,243	5	3,253	6,640
水道(内数)	3,734	0	122	3,856	643	1,538	661	2	391	3,235
下水道(内数)	2,434	0	425	2,859	84	804	419	76	597	1,980
合 計	166,818	62,801	26,141	255,760	73,802	27,243	13,626	4,520	26,292	145,483
(人口1万人あたり(合計))	126.8	70.2	62.0	194.4	81.6	73.9	95.6	63.0	81.7	160.8
人口(人、H22国勢調査)	13,159,388	8,945,695	4,213,693	13,159,388	9,048,331	3,688,773	1,425,512	717,544	3,216,502	9,048,331

※ 職員定数の数値は、平成23年地方公共団体定員管理調査結果(総務省自治行政局給与能率推進室調べ)による。

(注)「一般行政」は、議会事務局、総務・企画、税務、労働、農林水産、商工、土木、民生、衛生の各部門(教育を除く各種行政委員会を含む。)の総称であり、「公営企業等会計」は、病院、水道、下水道、交通、その他(国保事業、収益事業、介護保険事業、その他)の各部門の総称である。

東京都・神奈川県・愛知県・大阪府における都府県・市区町村の職員定数②

平成23年職員定数	愛 知				大 阪				
	愛知県	名古屋市	その他市町村	合計	大阪府	大阪市	堺市	その他市町村	合計
一般行政	8,617	11,640	24,963	45,220	8,057	16,999	3,374	22,330	50,760
(人口1万人あたり(一般行政))	11.6	51.4	48.5	61.0	9.1	63.8	40.1	41.7	57.3
税務(内数)	877	957	1,843	3,677	880	1,079	244	1,692	3,895
保育所(内数)	0	1,547	6,854	8,401	0	1,611	320	4,159	6,090
保健所(内数)	509	721	254	1,484	649	874	77	231	1,831
農林水産(内数)	1,585	94	745	2,424	440	9	40	293	782
教育	46,795	3,031	3,841	53,667	51,891	4,550	682	5,537	62,660
警察	14,251	0	0	14,251	23,092	0	0	0	23,092
消防	0	2,372	4,113	6,485	0	3,423	909	3,862	8,194
普通会計計	69,663	17,043	32,917	119,623	83,040	24,972	4,965	31,729	144,706
(人口1万人あたり(普通会計計))	94.0	75.3	64.0	161.4	93.7	93.7	59.0	59.2	163.2
公営企業等会計	2,251	8,558	11,766	22,575	489	13,225	1,291	9,517	24,522
病院(内数)	1,649	1,377	8,273	11,299	0	1,939	619	5,156	7,714
水道(内数)	269	1,323	1,080	2,672	0	1,794	263	1,688	3,745
下水道(内数)	110	1,061	853	2,024	316	1,562	248	961	3,087
合 計	71,914	25,601	44,683	142,198	83,529	38,197	6,256	41,246	169,228
(人口1万人あたり(合計))	97.0	113.1	86.8	191.9	94.2	143.3	74.3	77.0	190.9
人口(人、H22国勢調査)	7,410,719	2,263,894	5,146,825	7,410,719	8,865,245	2,665,314	841,966	5,357,965	8,865,245

※ 職員定数の数値は、平成23年地方公共団体定員管理調査結果(総務省自治行政局給与能率推進室調べ)による。

(注)「一般行政」は、議会事務局、総務・企画、税務、労働、農林水産、商工、土木、民生、衛生の各部門(教育を除く各種行政委員会を含む。)の総称であり、「公営企業等会計」は、病院、水道、下水道、交通、その他(国保事業、収益事業、介護保険事業、その他)の各部門の総称である。

特別区及び指定都市の区別の議員数①(特別区～川崎市)

(単位:人)

東京都・特別区				北海道・札幌市				宮城県・仙台市				埼玉県・さいたま市				千葉県・千葉市				神奈川県・横浜市				神奈川県・川崎市			
区	人口	都議数	区議数	区	人口	道議数	市議数	区	人口	県議数	市議数	区	人口	県議数	市議数	区	人口	県議数	市議数	区	人口	県議数	市議数	区	人口	県議数	市議数
東京都	13,159,388	127	906	北海道	5,506,419	104	68	宮城県	2,348,165	59	55	埼玉県	7,194,556	94	60	千葉県	6,216,289	95	54	神奈川県	9,048,331	107	86	神奈川県	9,048,331	107	60
23区計	8,945,695	89	906	札幌市	1,913,545	28	68	仙台市	1,045,986	24	55	さいたま市	1,222,434	15	60	千葉市	961,749	14	54	横浜市	3,688,773	42	86	川崎市	1,425,512	17	60
千代田区	47,115	1	25	中央区	220,189	3	7	青葉区	291,436	7	15	西区	84,029	1	4	中央区	199,364	3	11	鶴見区	272,178	3	6	川崎区	217,328	3	9
中央区	122,762	1	30	北区	278,781	4	10	宮城野区	190,473	4	10	北区	138,630	2	7	花見川区	180,949	3	11	神奈川区	233,429	3	5	幸区	154,212	2	7
港区	205,131	2	34	東区	255,873	4	9	若林区	132,306	3	7	大宮区	108,488	1	5	稲毛区	157,768	2	9	西区	94,867	1	2	中原区	233,925	3	10
新宿区	326,309	4	38	白石区	204,259	3	7	太白区	220,588	5	12	見沼区	157,143	2	8	若葉区	151,585	2	9	中区	146,033	2	4	高津区	217,360	2	9
文京区	206,626	2	34	厚別区	128,492	2	5	泉区	211,183	5	11	中央区	96,055	1	5	緑区	121,921	2	6	南区	196,153	2	5	宮前区	218,867	3	9
台東区	175,928	2	32	豊平区	212,118	3	7					桜区	96,911	1	5	美浜区	150,162	2	8	港南区	221,411	3	5	多摩区	213,894	2	9
墨田区	247,606	3	32	清田区	116,619	2	5					浦和区	144,786	2	7				保土ヶ谷区	206,634	2	5	麻生区	169,926	2	7	
江東区	460,819	4	44	南区	146,341	2	6					南区	174,988	2	9				旭区	251,086	3	6					
品川区	365,302	4	40	西区	211,229	3	7					緑区	110,118	1	5				磯子区	163,237	2	4					
目黒区	268,330	3	36	手稲区	139,644	2	5					岩槻区	111,286	2	5				金沢区	209,274	2	5					
大田区	693,373	8	50																港北区	329,471	4	8					
世田谷区	877,138	8	50																緑区	177,631	2	4					
渋谷区	204,492	2	34																青葉区	304,297	4	7					
中野区	314,750	4	42																都筑区	201,271	2	4					
杉並区	549,569	6	48																戸塚区	274,324	3	6					
豊島区	284,678	3	36																栄区	124,866	1	3					
北区	335,544	4	44																泉区	155,698	2	4					
荒川区	203,296	2	32																瀬谷区	126,913	1	3					
板橋区	535,824	5	46																								
練馬区	716,124	6	50																								
足立区	683,426	6	45																								
葛飾区	442,586	4	40																								
江戸川区	678,967	5	44																								

※人口は平成22年国勢調査の値である(熊本市は平成24年5月1日現在推計人口)。□

※議員数は各都道府県及び各指定都市議員定数条例による。なお、既に定数条例を改正し未施行(次回選挙から適用)の場合は当該未施行の条例定数による。

特別区及び指定都市の区別の議員数②(相模原市～大阪市)

(単位:人)

神奈川県・相模原市				新潟県・新潟市				静岡県・静岡市				静岡県・浜松市				愛知県・名古屋市				京都府・京都市				大阪府・大阪市			
区	人口	県議数	市議数	区	人口	県議数	市議数	区	人口	県議数	市議数	区	人口	県議数	市議数	区	人口	県議数	市議数	区	人口	府議数	市議数	区	人口	府議数	市議数
神奈川県	9,048,331	107	□	新潟県	2,374,450	53	□	静岡県	3,765,007	69	□	静岡県	3,765,007	69	□	愛知県	7,410,719	103	□	京都府	2,636,092	60	□	大阪府	8,865,245	88	□
相模原市	717,544	8	49	新潟市	811,901	15	56	静岡市	716,197	13	53	浜松市	800,866	15	46	名古屋市	2,263,894	32	75	京都市	1,474,015	35	69	大阪市	2,665,314	28	86
緑区	176,192	2	12	北区	77,621	2	6	葵区	255,375	5	19	中区	238,477	4	14	千種区	160,015	2	5	北区	122,037	3	6	北区	110,392	1	3
中央区	266,988	3	18	東区	138,096	2	10	駿河区	213,059	4	15	東区	126,609	2	7	東区	73,272	1	2	上京区	83,264	2	5	都島区	102,632	1	3
南区	274,364	3	19	中央区	180,537	3	12	清水区	247,763	4	19	西区	113,654	2	6	北区	165,785	3	6	左京区	168,802	4	9	福島区	67,290	1	2
				江南区	69,365	1	5					南区	102,381	2	6	西区	144,995	2	5	中京区	105,306	3	5	此花区	65,569	1	2
				秋葉区	77,329	2	5					北区	94,680	2	5	中村区	136,164	2	5	東山区	40,528	1	2	中央区	78,687	1	2
				南区	46,949	1	3					浜北区	91,108	2	5	中区	78,353	1	2	山科区	136,045	3	6	西区	83,058	1	2
				西区	161,264	3	11					天竜区	33,957	1	3	昭和区	105,536	2	4	下京区	79,287	2	4	港区	84,947	1	3
				西蒲区	60,740	1	4									瑞穂区	105,061	2	4	南区	98,744	3	5	大正区	69,510	1	3
																熱田区	64,719	1	2	右京区	202,943	5	9	天王寺区	69,775	1	2
																中川区	221,521	3	7	西京区	152,974	3	6	浪速区	61,745	1	2
																港区	149,215	2	5	伏見区	284,085	6	12	西淀川区	97,504	1	3
																南区	141,310	2	5					淀川区	172,078	2	5
																守山区	168,551	2	6					東淀川区	176,585	2	6
																緑区	229,592	3	7					東成区	80,231	1	3
																名東区	161,012	2	5					生野区	134,009	1	5
																天白区	158,793	2	5					旭区	92,455	1	3
																								城東区	165,832	2	5
																								鶴見区	111,182	1	3
																								阿倍野区	106,350	1	4
																								住之江区	127,210	1	4
																								住吉区	155,572	1	5
																								東住吉区	130,724	1	5
																								平野区	200,005	2	6
																								西成区	121,972	1	5

※人口は平成22年国勢調査の値である(熊本市は平成24年5月1日現在推計人口)。□

※議員数は各都道府県及び各指定都市議員定数条例による。なお、既に定数条例を改正し未施行(次回選挙から適用)の場合は当該未施行の条例定数による。

特別区及び指定都市の区別の議員数③(堺市～熊本市)

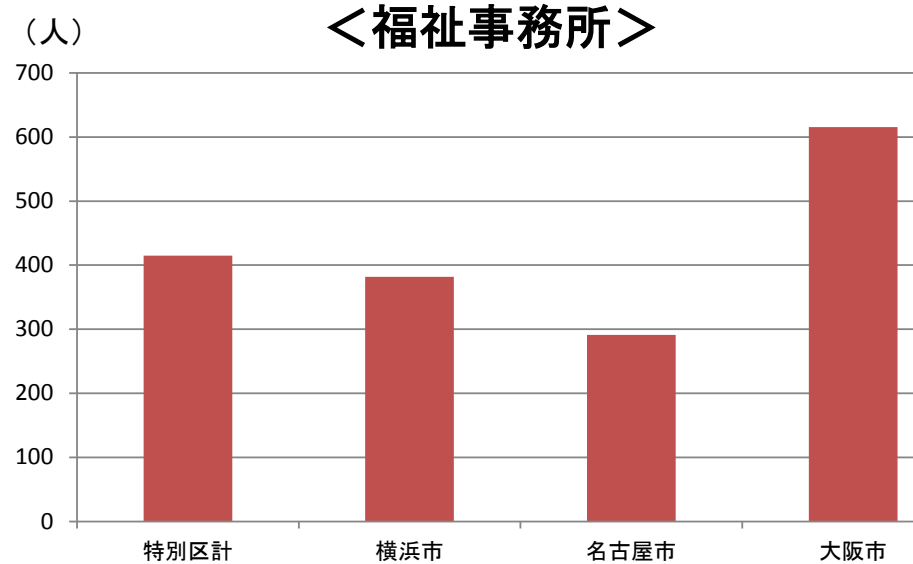
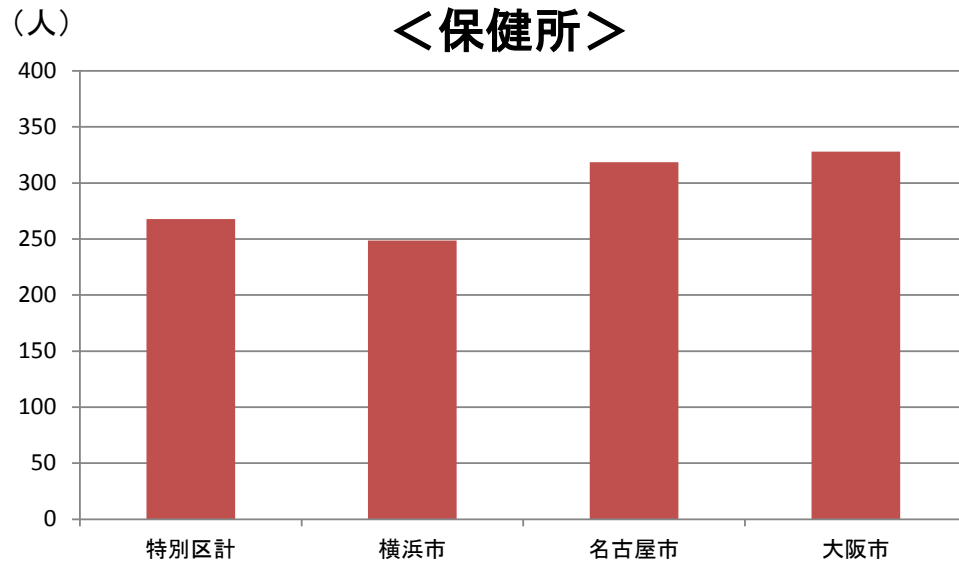
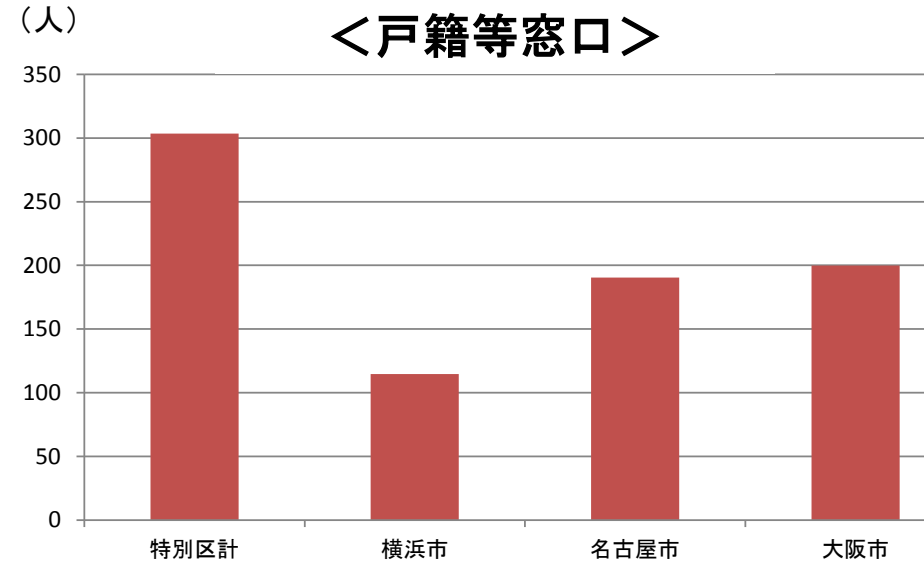
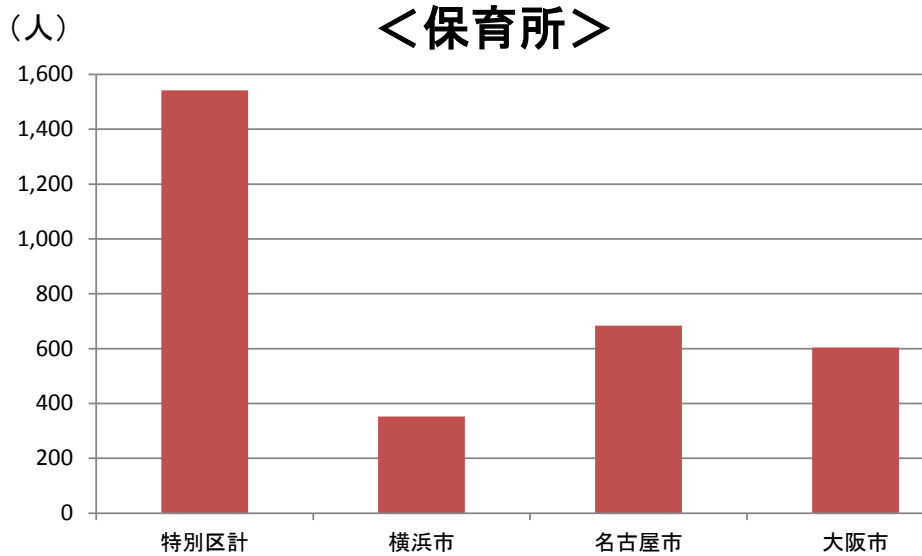
(単位:人)

大阪府・堺市				兵庫県・神戸市				岡山県・岡山市				広島県・広島市				福岡県・北九州市				福岡県・福岡市				熊本県・熊本市			
区	人口	府議数	市議数	区	人口	県議数	市議数	区	人口	県議数	市議数	区	人口	県議数	市議数	区	人口	県議数	市議数	区	人口	県議数	市議数	区	人口	県議数	市議数
大阪府	8,865,245	88		兵庫県	5,588,133	89		岡山県	1,945,276	56		広島県	2,860,750	66		福岡県	5,071,968	86		福岡県	5,071,968	86		熊本県	1,817,426	49	
堺市	841,966	6	52	神戸市	1,544,200	23	69	岡山市	709,584	19	46	広島市	1,173,843	25	55	北九州市	976,846	16	61	福岡市	1,463,743	22	62	熊本市	737,001	16	48
堺区	148,748	1	9	東灘区	210,408	3	9	北区	302,685	※ 8	20	中区	130,482	3	6	門司区	104,469	2	7	東区	292,199	4	12	中央区	185,065	4	12
中区	123,532	1	8	灘区	133,451	2	6	中区	142,237	4	9	東区	120,751	3	6	小倉北区	181,936	3	12	博多区	212,527	3	9	東区	188,959	4	12
東区	85,444	※ 1	5	中央区	126,393	2	5	東区	96,948	3	6	南区	138,190	3	7	小倉南区	214,793	3	12	中央区	178,429	3	7	西区	93,405	2	6
西区	133,622	1	8	兵庫区	108,304	2	5	南区	167,714	4	11	西区	186,985	4	9	若松区	85,167	2	6	南区	247,096	4	11	南区	123,922	3	8
南区	154,779	1	10	北区	226,836	3	10	※北区及び加賀郡(13,033人)で定数8				安佐南区	233,733	4	10	八幡東区	71,801	1	5	城南区	128,659	2	6	北区	145,650	3	10
北区	156,561	1	9	長田区	101,624	2	5					安佐北区	149,633	3	7	八幡西区	257,097	4	15	早良区	211,553	3	9				
美原区	39,280	※ 1	3	須磨区	167,475	3	8	安芸区	78,789	2	4	戸畑区	61,583	1	4	西区	193,280	3	8								
※東区及び美原区で定数1				垂水区	220,411	3	10	佐伯区	135,280	3	6																
				西区	249,298	3	11																				

※人口は平成22年国勢調査の値である(熊本市は平成24年5月1日現在推計人口)。□

※議員数は各都道府県及び各指定都市議員定数条例による。なお、既に定数条例を改正し未施行(次回選挙から適用)の場合は当該未施行の条例定数による。

特別区、横浜市、名古屋市、大阪市における職員の状況(人口100万人当たり常勤職員数)



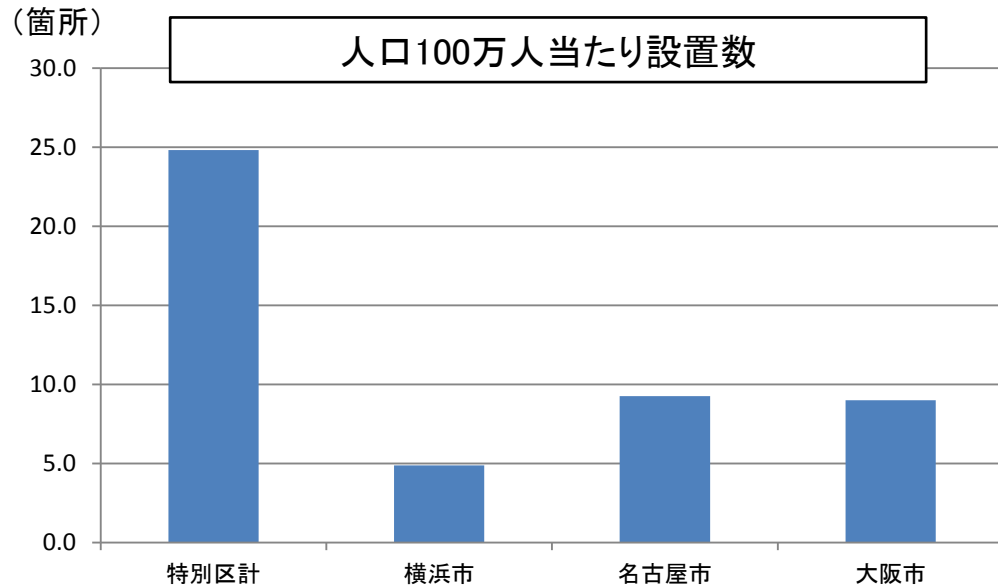
(出典)総務省調べ(平成23年4月1日時点の職員数)

※ 保育所職員数には、保育士のほか事務職員も含む。

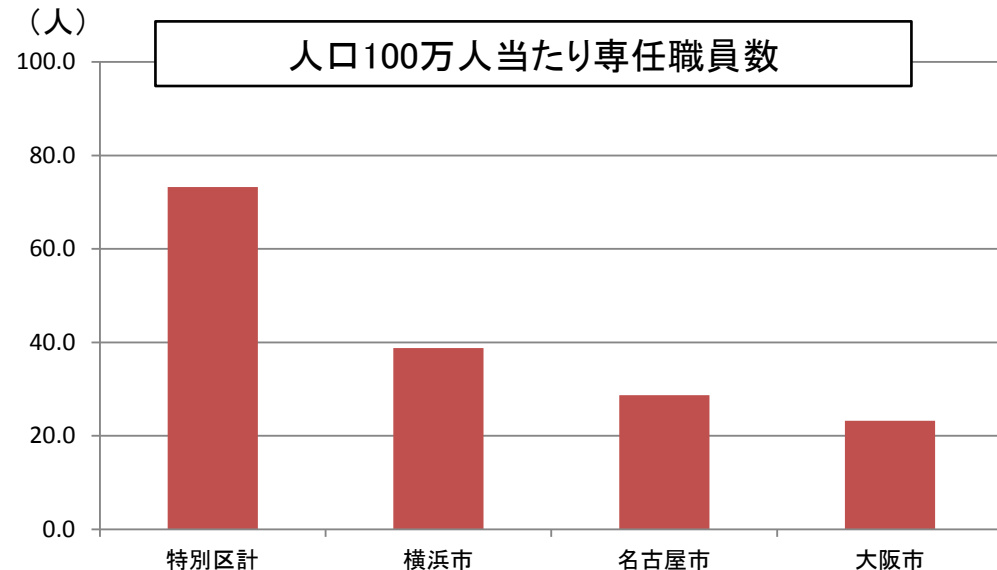
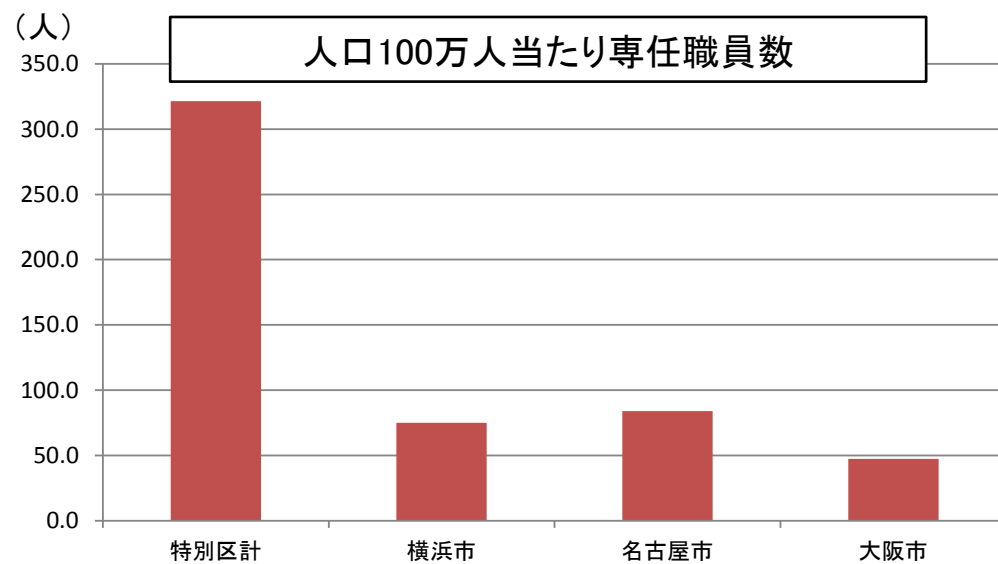
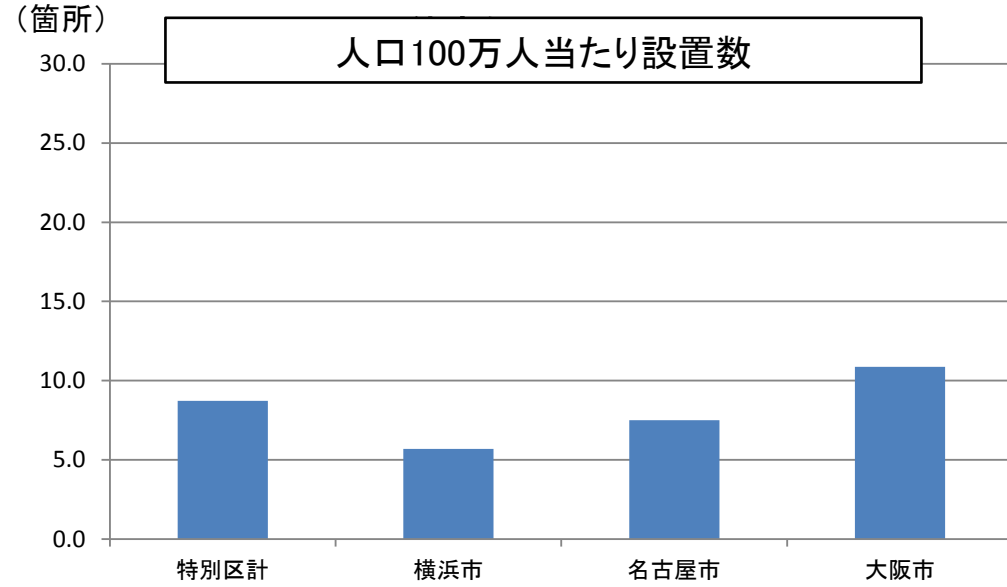
※ 戸籍等窓口職員数には、戸籍、住民基本台帳、印鑑証明等の窓口業務に従事する職員をいう。

特別区、横浜市、名古屋市、大阪市における図書館と体育館の設置状況

<図書館>



<体育館>



東京都

- 現行の都区制度は、巨大都市東京の一体性、統一性の確保と住民自治の両立が可能な首都東京固有の制度であり、最適かつ必須の制度。
- 都区合意のもと、5年前から「都区のあり方検討委員会」で、①事務配分、②区域、③税財政制度について検討。各項目は独立しているものではなく、3つが一体として切り離せない関係。まず、①事務配分について検討が必要。②については、最適規模を人口50万人を目安に区域を再編し、その後、事務を振り替えることが適当。いずれにせよ、最大の関心は、住民サービスをより良くすること。
- 都区財政調整制度のしくみは、都と特別区及び特別区相互間の財源の均衡化を図り、特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するための制度として有効に機能。
- 都区特有の事務配分として行われている事務について、例えば、消防、水道事務はスケールメリットを活かせる典型的な事務と認識。都の事務として引き続き実施していくことが適当。
- 児童相談所については、移管の是非よりも、児童虐待防止という観点から、どういったサービスの提供形態がいいのか議論すべき。
- 現行の都区制度の見直しについては、特別区との協議を行うことで課題の解消は可能であり、制度改正のニーズはほとんどないと認識。

特別区長会

- 都区制度は、東京都と特別区双方の認識が一致すれば非常に良い制度であるが、全てが円満とは言えず、必ずしもモデルとなるものではない。
- 現行制度の下での最大の課題は、都が一体的に処理とされている市町村事務の範囲が明らかになっていないこと。都と区の役割分担の明確化と役割分担に基づく安定的な財源配分の確立が必要。
- 区域の再編など区域のあり方については、それぞれの区が主体的に判断すべきもの。事務配分の議論の前提と位置付けるべきではない。
- 特別区間の財政調整について、都区間の財源配分を行った後の区側の財源の配分については、特別区間の自主的な調整を基本に整理すべき。
- 特別区にもっと権限を移譲すべきであり、能力的にも可能。特に児童相談所については区に移管する方向で協議を早期に進めたい。また、例えば水道管の耐震補強も区がそれぞれ実施した方が早くできる。
- 都区間の役割分担及び財源配分について、現行制度の協議による解決を図るべく運用改善を優先して取り組んでいるが、協議による解決の限界を克服する方策として、「都の区」の制度を廃止し、東京大都市地域の基礎自治体を「東京〇〇市」とする「基礎自治体連合」の構想も選択肢の一つである。

都区協議会の概要及び開催状況(平成23年度)

【概要】

都及び特別区の事務の処理について、都と特別区及び特別区相互間の連絡調整を図るため、都及び特別区をもって都区協議会を設けることとされており(地方自治法第282条の2第1項)、都が特別区財政調整交付金に関する条例の制定又は改正を行う場合、都区協議会の意見を聴かなければならない(同条第2項)。

【構成員】

- ・都側(7名) 知事◎、副知事(3名)、知事本局長、総務局長、財務局長
- ・区側(8名) 荒川区長、江東区長、品川区長、新宿区長、文京区長、世田谷区長、豊島区長、足立区長

◎会長(互選・任期2年)

【開催状況(平成23年度)】

◆第1回都区協議会(平成23年6月2日)※書面による会議

- ・協議事項 都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例(案)について
- ・報告事項 平成22年度都区協議会歳入歳出決算について

◆第2回都区協議会(平成23年8月5日)※書面による会議

- ・協議事項① 平成23年度都区財政調整の決定について
- ・協議事項② 監査をする委員の指名について

◆第3回都区協議会平成24年2月10日

- ・協議事項① 平成24年度都区財政調整について
- ・協議事項② 都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例(案)について
- ・協議事項③ 平成23年度都区財政調整再調整について
- ・協議事項④ 平成24年度都区協議会予算(案)について
- ・報告事項 都区のあり方に関する検討について

出典:特別区長会ホームページ

「都」、「特別区」について規定している法律①

※「都の」、「都に」、「都が」、「都と」、「都は」、「都を」、「都」、「都、」、「特別区」、「区」(特別区を指すもの)のいずれかの用語が用いられている法律を検索した結果(142法律)であり、必ずしも全ての法律において都又は特別区に関する特例が定められている訳ではない。

- ・商法(明治三十二年法律第四十八号)
- ・健康保険法(大正十一年法律第七十号)
- ・学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)
- ・裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)
- ・下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律(昭和二十二年法律第六十三号)
- ・地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)
- ・最高裁判所裁判官国民審査法(昭和二十二年法律第三百三十六号)
- ・裁判官弾劾法(昭和二十二年日法律第三百三十七号)
- ・戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)
- ・食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)
- ・地方財政法(昭和二十三年法律第九号)
- ・社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百二十九号)
- ・競馬法(昭和二十三年法律第五百十八号)
- ・消防法(昭和二十三年法律第八十六号)
- ・貿易保険法(昭和二十五年法律第六十七号)
- ・公職選挙法(昭和二十五年法律第一百号)
- ・国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第一百四十四号)
- ・電波法(昭和二十五年法律第三百一十一号)
- ・放送法(昭和二十五年法律第三百二十二号)
- ・国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第七十九号)
- ・建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十一号)
- ・国土形成計画法(昭和二十五年法律第二百五号)
- ・小型自動車競走法(昭和二十五年法律第二百八号)

「都」、「特別区」について規定している法律②

- ・地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）
- ・地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）
- ・高压ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）
- ・土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）
- ・外国人登録法（昭和二十七年法律第二百二十五号）
- ・道路法（昭和二十七年法律第八十号）
- ・道路法施行法（昭和二十七年法律第八十一号）
- ・農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）
- ・日本赤十字社法（昭和二十七年法律第三百五号）
- ・商工会議所法（昭和二十八年法律第四百十三号）
- ・警察法（昭和二十九年法律第六十二号）
- ・日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）
- ・財団法人日本海員会館に対する国有の財産の譲与に関する法律（昭和三十年法律第八十号）
- ・地方揮発油譲与税法（昭和三十年法律第一百三号）
- ・国有資産等所在市町村交付金法（昭和三十一年法律第八十二号）
- ・首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）
- ・消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和三十一年法律第七号）
- ・租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）
- ・特別とん譲与税法（昭和三十二年法律第七十七号）
- ・国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律（昭和三十二年法律第四百四号）
- ・水道法（昭和三十二年法律第七十七号）
- ・下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）
- ・国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）
- ・国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号）
- ・中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）

「都」、「特別区」について規定している法律③

- ・連合国財産の返還等に伴う損失の処理等に関する法律（昭和三十四年法律第百六十五号）
- ・公共用地の取得に関する特別措置法（昭和三十六年法律第百五十号）
- ・激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）
- ・地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）
- ・中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律第百一号）
- ・新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法（昭和三十九年法律第百十一号）
- ・日本電気計器検定所法（昭和三十九年法律第百五十号）
- ・地方行政連絡会議法（昭和四十年法律第三十八号）
- ・都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和四十一年法律第二十号）
- ・日本勤労者住宅協会法（昭和四十一年法律第百三十三号）
- ・地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）
- ・小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律（昭和四十三年法律第八十三号）
- ・都市計画法（昭和四十三年法律第百号）
- ・租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）
- ・地価公示法（昭和四十四年法律第四十九号）
- ・小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）
- ・全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）
- ・情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）
- ・沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）
- ・特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法（昭和四十八年法律第百二号）
- ・大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）
- ・農住組合法（昭和五十五年法律第八十六号）
- ・日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）

「都」、「特別区」について規定している法律④

- ・大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法（昭和六十三年法律第四十七号）
- ・多極分散型国土形成促進法（昭和六十三年法律第八十三号）
- ・地価税法（平成三年法律第六十九号）
- ・日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）
- ・国会等の移転に関する法律（平成四年日法律第百九号）
- ・日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）
- ・日本銀行法（平成九年法律第八十九号）
- ・平成十四年ワールドカップサッカー大会特別措置法（平成十年法律第七十六号）
- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）
- ・地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）
- ・国立公文書館法（平成十一年法律第七十九号）
- ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）
- ・農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）
- ・東京地下鉄株式会社法（平成十四年法律第百八十八号）
- ・総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）
- ・高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）
- ・武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）
- ・会社法（平成十七年法律第八十六号）
- ・住生活基本法（平成十八年法律第六十一号）
- ・日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）
- ・平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての個人の道府県民税及び市町村民税の臨時特例に関する法律（平成二十二年法律第四十九号）
- ・東日本大震災に伴う相続の承認又は放棄をすべき期間に係る民法の特例に関する法律（平成二十三年法律第六十九号）
- ・その他 独立行政法人の設立根拠法 48法律

個別法における都・特別区の特例の主な例

1. 組織に関する特例

法律	条項
警察法 (昭和29年法律第162号)	<p>第47条① <u>都警察の本部として警視庁を、道府県警察の本部として道府県警察本部を置く。</u></p> <p>第48条① <u>都警察に警視總監を、道府県警察に道府県警察本部長を置く。</u></p> <p>第49条① <u>警視總監は、国家公安委員会が都公安委員会の同意を得た上内閣総理大臣の承認を得て、任免する。</u></p> <p>第50条① <u>警察本部長は、国家公安委員会が道府県公安委員会の同意を得て、任免する。</u></p>

2-1. 事務配分に関する特例(都が特別区の存する区域において一体的に処理するもの)

法律	条項
消防組織法 (昭和22年法律第226号)	<p>第6条 市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する。</p> <p>第26条 特別区の存する区域においては、特別区が連合してその区域内における第六条に規定する責任を有する。</p> <p>第27条① <u>前条の特別区の消防は、都知事がこれを管理する。</u></p>
消防法 (昭和23年法律第186号)	<p>第37条 特別区の存する区域においては、この法律中市町村、市町村長又は市町村条例とあるのは、夫々これを都、都知事又は都条例と読み替えるものとする。</p>
道路法 (昭和27年法律第180号)	<p>第7条① 第三条第三号の都道府県道とは、地方的な幹線道路網を構成し、かつ、次の各号のいずれかに該当する道路で、都道府県知事が当該都道府県の区域内に存する部分につき、その路線を認定したものをいう。</p> <p>一 市又は人口五千以上の町(以下これらを「主要地」という。)とこれらと密接な関係にある主要地、港湾法第二条第二項に規定する国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾若しくは地方港湾、漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第百三十七号)第五条に規定する第二種漁港若しくは第三種漁港若しくは飛行場(以下これらを「主要港」という。)、鉄道若しくは軌道の主要な停車場若しくは停留場(以下これらを「主要停車場」という。)又は主要な観光地とを連絡する道路</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、地方開発のため特に必要な道路</p> <p>第89条① <u>都の特別区の存する区域内においては、都知事は、第七条第一項各号に掲げる基準によらないで、議会の議決を経て、都道の路線を認定し、変更し、又は廃止することができる。</u></p>

2-1. 事務配分に関する特例(都が特別区の存する区域において一体的に処理するもの)

法律	条項
水道法 (昭和32年法律第177号)	第49条 特別区の存する区域においては、この法律中「市町村」とあるのは、「都」と読み替えるものとする。
下水道法 (昭和33年法律第79号)	第42条① 特別区の存する区域においては、この法律の規定(第二十五条の二第二項、第二十五条の三第二項及び第三十一条の二の規定を除く。)中「市町村」とあるのは、「都」と読み替えるものとする。
都市計画法 (昭和43年法律第100号)	第87条の3① 特別区の存する区域においては、第十五条の規定により市町村が定めるべき都市計画のうち政令で定めるものは、都が定める。 ※ 上下水道、電気ガス供給施設、市場、と畜場等に関する都市計画については、都が定めることとされている。

2-2. 事務配分に関する特例(特別区に一般市以上の事務を配分するもの)

法律	条項
地域保健法 (昭和22年法律第101号)	第5条① 保健所は、都道府県、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市その他の政令で定める市又は特別区が、これを設置する。
(特別区が保健所を設置することによる事務配分の例)	
食品衛生法(昭和22年法律第233号)	第66条 第四十八条、第五十二条から第五十六条まで及び第六十三条の規定中「都道府県知事」とあるのは、保健所を設置する市又は特別区にあつては、「市長」又は「区長」と読み替えるものとする。ただし、政令で定める営業に関する政令で定める処分については、この限りでない。
地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律 (平成6年法律第84号)	附則第12条 この法律による改正後の食品衛生法、狂犬病予防法及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律の定めるところにより特別区が処理し、又は特別区の区長が管理し、及び執行することとされている事務のうち、政令で定めるものについては、当分の間、都が処理し、又は都知事が管理し、及び執行するものとする。 ※ 保健所設置市の事務のうち卸売市場の食品衛生の監視等の事務は、例外的に都が処理することとされている。

2-2. 事務配分に関する特例(特別区に一般市以上の事務を配分するもの)

法律	条 項
薬事法 (昭和35年法律第145号)	第26条① 店舗販売業の許可は、店舗ごとに、その店舗の所在地の都道府県知事(その店舗の所在地が地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第五条第一項の政令で定める市(以下「保健所を設置する市」という。)又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。第二十八条第三項において同じ。)が与える。
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)	第64条① <u>保健所を設置する市又は特別区にあっては、第三章から前章までの規定(第十四条第一項及び第五項、第三十八条第一項、第二項及び第五項から第九項まで、第五項、第六項、第八項及び第九項(同条第二項、第八項及び第九項の規定にあっては、結核指定医療機関に係る部分を除く。)、第四十条第三項から第五項まで、第四十三条(結核指定医療機関に係る部分を除く。)、第五十三条の二第三項、第五十三条の七第一項、第五十六条の二十七第七項並びに第六十条を除く。)</u> 及び前条中「都道府県知事」とあるのは「市長」又は「区長」と、「都道府県」とあるのは「市」又は「区」とする。 ② 特別区にあっては、 <u>第三十一条第二項及び第五十七条(第四号の規定に係る部分に限る。)</u> 中「市町村」とあるのは、「都」とする。
健康増進法(平成14年法律第103号)	第18条① 都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、次に掲げる業務を行うものとする。 一 住民の健康の増進を図るために必要な栄養指導その他の保健指導のうち、特に専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。 二 特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設に対し、栄養管理の実施について必要な指導及び助言を行うこと。
建築基準法 (昭和25年法律第201号)	第4条① 政令で指定する人口二十五万以上の市は、その長の指揮監督の下に、第六条第一項の規定による確認に関する事務をつかさどらせるために、建築主事を置かなければならない。 ② 市町村(前項の市を除く。)は、その長の指揮監督の下に、第六条第一項の規定による確認に関する事務をつかさどらせるために、建築主事を置くことができる。 ③ 市町村は、前項の規定によつて建築主事を置こうとする場合においては、あらかじめ、その設置について、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。 第97条の3① <u>特別区においては、第四条第二項の規定によるほか、特別区の長の指揮監督の下に、この法律中建築主事の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものをつかさどらせるために、建築主事を置くことができる。</u> この場合においては、この法律中建築主事に関する規定は、特別区が置く建築主事に適用があるものとする。 ※ 特別区は、一定規模以下の建築物等に関する建築確認の事務を行うため、都知事の事前同意を得ずに建築主事を置くことができるとされている。

3. 税財政に関する特例

法律	条 項
地方交付税法 (昭和25年法律第211号)	第21条 都にあつては、道府県に対する交付税の算定に関してはその全区域を道府県と、市町村に対する交付税の算定に関してはその特別区の存する区域を市町村と、それぞれみなして算定した基準財政需要額の合算額及び基準財政収入額の合算額をもつてその基準財政需要額及び基準財政収入額とする。
地方税法 (昭和25年法律第226号)	<p>第4条② 道府県は、普通税として、次に掲げるものを課するものとする。ただし、徴収に要すべき経費が徴収すべき税額に比して多額であると認められるものその他特別の事情があるものについては、この限りでない。</p> <p>一 道府県民税</p> <p>第5条② 市町村は、普通税として、次に掲げるものを課するものとする。ただし、徴収に要すべき経費が徴収すべき税額に比して多額であると認められるものその他特別の事情があるものについては、この限りでない。</p> <p>一 市町村民税 二 固定資産税 六 特別土地保有税</p> <p>⑤ 指定都市等(第七百一条の三十一第一項第一号の指定都市等をいう。)は、目的税として、事業所税を課するものとする。</p> <p>⑥ 市町村は、前二項に規定するものを除くほか、目的税として、次に掲げるものを課することができる。</p> <p>一 都市計画税</p> <p>第734条① 都は、その特別区の存する区域において、普通税として、第四条第二項に掲げるものを課するほか、第一条第二項の規定にかかわらず、第五条第二項第二号及び第六号に掲げるものを課するものとする。この場合においては、都を市とみなして第三章第二節及び第八節の規定を準用する。</p> <p>② 都は、その特別区の存する区域内において、第一条第二項の規定にかかわらず、都民税として次に掲げるものを課するものとする。</p> <p>一 第四条第二項第一号に掲げる税のうち個人に対して課するもの(利子等に係るものを除く。) 二 第四条第二項第一号に掲げる税のうち利子等に係るもの 三 第四条第二項第一号に掲げる税及び第五条第二項第一号に掲げる税のうち、それぞれ法人に対して課するもの(利子等に係るものを除く。)</p> <p>第735条① 都は、その特別区の存する区域において、目的税として、道府県が課することができる目的税を課することができるほか、第一条第二項の規定にかかわらず、第五条第五項及び第六項第一号に掲げる目的税を課することができる。この場合においては、都を市(同条第五項に掲げる目的税については、指定都市等)とみなして第四章中市町村の目的税に関する部分の規定を準用する。</p>

3. 税財政に関する特例

法 律	条 項
<p>地方自治法 (昭和22年法律第67号)</p>	<p>第282条① 都は、都と特別区及び特別区相互間の財源の均衡化を図り、並びに特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため、政令の定めるところにより、条例で、特別区財政調整交付金を交付するものとする。</p> <p>② 前項の特別区財政調整交付金とは、地方税法第五条第二項に掲げる税のうち同法第七百三十四条第一項及び第二項第三号の規定により都が課するものの収入額に条例で定める割合を乗じて得た額で特別区がひとしくその行うべき事務を遂行することができるように都が交付する交付金をいう。</p>
<p>国有資産等所在市町村交付金法 (昭和31年法律第82号)</p>	<p>第15条① 都の特別区の存する区域内に所在する国又は地方公共団体の所有する固定資産について交付すべき市町村交付金は、都に対して交付するものとする。この場合においては、第七条の規定による台帳価格等の通知、第八条の規定による固定資産の価格の通知、第九条の規定による価格の修正の申出若しくはこれに係る通知、第十条の規定による固定資産の価格の配分の通知及びこれに係る修正の申出、第十一条の規定による市町村交付金の請求又は第十三条の規定による交付金額の修正の要求は、それぞれ都知事が行い、又は都知事に対して行うものとする。</p>
<p>特別とん譲与税法 (昭和32年法律第77号)</p>	<p>第1条① 特別とん譲与税は、特別とん税法（昭和三十二年法律第三十八号）の規定による特別とん税の収入額に相当する額とし、同法第二条の開港（以下「開港」という。）に係る港湾施設が設置されている市町村で総務大臣が指定するもの（以下「開港所在市町村」という。）に対して譲与するものとする。</p> <p>第6条 特別とん譲与税は、第一条の開港に係る港湾施設が都の特別区の存する区域に設置されている場合においては、都に対して譲与する。この場合においては、都を市とみなして、この法律の規定を適用する。</p>

4. その他の特例

法律	条項
<p>公職選挙法 (昭和25年法律第100号)</p>	<p>第15条① 都道府県の議会の議員の選挙区は、都市の区域による。</p> <p>⑧ 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。</p> <p>第266条① この法律中市に関する規定は、特別区に適用する。この場合において、第三十三条第三項中「第七条第六項」とあるのは、「第二百八十一条の四第六項(同条第九項において準用する場合を含む。)」とする。</p> <p>② <u>都の議会の議員の各選挙区において選挙すべき議員の数については、特別区の存する区域以外の区域を区域とする各選挙区において選挙すべき議員の数を、特別区の存する区域を一の選挙区とみなして定め、特別区の区域を区域とする各選挙区において選挙すべき議員の数を、特別区の存する区域を一の選挙区とみなした場合において当該区域において選挙すべきこととなる議員の数を特別区の区域を区域とする各選挙区に配分することにより定めることができる。</u></p>
<p>商工会議所法 (昭和28年法律第143号)</p>	<p>第8条① <u>商工会議所の地区は、市(都の区のある地域においては、そのすべての区を合わせたもの。以下同じ。)の区域とする。ただし、商工業の状況により必要があるときは、町の区域又は市と市町村若しくは町と町村を合わせたものの区域とすることができる。</u></p>
<p>地方公務員等共済組合法 (昭和37年法律第152号)</p>	<p>第3条① 次の各号に掲げる職員の区分に従い、当該各号に掲げる職員をもつて組織する当該各号の地方公務員共済組合(次項に規定する都市職員共済組合を含み、以下「組合」という。)を設ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 道府県の職員(次号及び第三号に掲げる者を除く。) 地方職員共済組合 二 公立学校の職員並びに都道府県教育委員会及びその所管に属する教育機関(公立学校を除く。)の職員 公立学校共済組合 三 都道府県警察の職員 警察共済組合 四 <u>都の職員(特別区の職員を含み、第二号及び前号に掲げる者を除く。)</u> 都職員共済組合 五 地方自治法第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市(以下「指定都市」という。)の職員(第二号に掲げる者を除く。) 指定都市ごとに、指定都市職員共済組合 六 指定都市以外の市及び町村の職員(第二号に掲げる者を除く。) 都道府県の区域ごとに、市町村職員共済組合

4. その他の特例

法律	条項
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和50年法律第67号)	<p>第2条 この法律において次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 大都市地域 都の区域(特別区の存する区域に限る。)及び市町村でその区域の全部又は一部が首都圏整備法(昭和三十一年法律第八十三号)第二条第三項に規定する既成市街地若しくは同条第四項に規定する近郊整備地帯、近畿圏整備法(昭和三十八年法律第二百二十九号)第二条第三項に規定する既成都市区域若しくは同条第四項に規定する近郊整備区域又は中部圏開発整備法(昭和四十一年法律第二百二号)第二条第三項に規定する都市整備区域内にあるものの区域をいう。</p> <p>第5条① 大都市地域内の市街化区域のうち、次に掲げる要件に該当する土地の区域については、都市計画に土地区画整理促進区域を定めることができる。</p> <p>第24条① 大都市地域内の市街化区域のうち、次に掲げる要件に該当する土地の区域については、都市計画に住宅街区整備促進区域を定めることができる。</p>